

日程第3 報告第1号 専決処分した事件の報告について

○議長（一條 光君） 日程第3、報告第1号 専決処分した事件の報告について。

報告を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 報告第1号専決処分した事件の報告について御説明申し上げます。

本案件は、平成21年11月15日午後8時ごろ、加美町字南町の町道西町沖線を相手方が走行中、舗装材のインターロッキングブロックの破損したものはね上がり、相手方車両の左側後輪のタイヤとホイールに損傷を与えたことに対し、過失割合が町100%により、賠償額が決定いたしました。

そこで、地方自治法180条第1項の規定による町長専決処分指定事項において、法律上町の義務に属する交通事故による損害賠償については、30万円を超えない範囲においてその額を定めること及びこれに伴う和解に関することに当たることから今回、専決処分したものであります。

以上、専決処分した事件の報告といたします。

○議長（一條 光君） これにて報告第1号、専決処分した事件の報告についてを終了いたします。

日程第4 議案第1号 加美町土地改良施設管理条例の制定について

○議長（一條 光君） 日程第4、議案第1号加美町土地改良施設管理条例の制定についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第1号加美町土地改良施設管理条例の制定について御説明申し上げます。

本案件は、国営かんがい排水事業により造成されました土地改良施設の上川原頭首工の適切な維持管理を行うため、土地改良法第96条の4において準用する同法第57条の2の規定に基づき、制定するものであります。

上川原頭首工に関しましては、昨年6月の加美町議会第2回定例会において土地改良事業の施行についてを、また9月に開催されました大崎市議会第2回定例会では、大崎市から加美町に事務が委託される土地改良事業の事務の委託について、そして、加美町が大崎市から事務の一部を受託する土地改良事業の事務の受託については12月の加美町議会第4回定例会にて、それぞれに議会におきまして御承認をいただいたところであり、本来土地改良区が管理者として管理を行うものであります。当該

施設が公益性の高い基幹的な農業水利施設でありますことから、宮城県より大崎市と加美町が事業主体となるよう指導が行われた結果、加美町と農林水産省が土地改良財産の管理について管理委託協定を締結して、加美町が主体的に行うこととし、実質的な管理につきましては加美町と鳴瀬川土地改良区において、基幹水利施設管理業務委託協定を締結することにより、従来どおり鳴瀬川土地改良区が行うことができるようになるものであります。

今回の案件は、上川原頭首工における取水・放流及びゲートの操作に関すること、点検及び整備に関すること、干ばつ、洪水その他の緊急事態における措置に関する内容でありまして、制定により、施設の管理体制の強化が図られるとともに、国庫補助事業の基幹水利施設管理事業に取り組むことができるものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

失礼を申し上げました。先般の訂正を申し上げます。また、ちょっとここだけ読み返します。上川原頭首工に関しましては、昨年6月の加美町議会第2回定例会において土地改良事業の施行についてを、また9月に開催されました大崎市議会「第3回」定例会では、大崎市から加美町に事務が委託されるということで訂正をさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号加美町土地改良施設管理条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第1号加美町土地改良施設管理条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5 議案第2号 加美町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

日程第6 議案第3号 加美町農村地域工業等導入地区における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について

○議長（一條 光君） お諮りいたします。日程第5、議案第2号 加美町企業立地及び事業高

度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について、日程第6、議案第3号加美町農村地域工業等導入地区における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について、以上2件は、いずれも関連しておりますので、会議規則第36条の規定に基づき一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、日程第5、議案第2号及び日程第6、議案第3号を一括議題とすることに決定いたしました。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第2号加美町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について及び議案第3号加美町農村地域工業等導入地区における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正については、関連いたしますことから一括して御説明申し上げます。

初めに、議案第2号であります。本案件は、次世代産業を牽引する半導体企業等の誘致促進と地域の特色を生かした高度電子機械産業の集積を図るために、企業立地促進法に基づき、税制面などの支援措置や緩和を行うために条例を制定するものであります。

本町の一部特定地域は、「みやぎ高度電子機械産業集積形成基本計画」及び「宮城県北部地域食品関連産業等活性化基本計画」の集積区域に指定されており、当該区域におきまして企業が製造のための家屋等を新設、または増設した場合は、その土地の一部及び家屋、附属施設、構築物に係る固定資産税が本条例により課税免除となるものであります。

平成19年に「企業立地促進法」が施行され、以降、本町においては同法に該当する新規企業の立地がなく、条例の整備を見送ってききましたが、今回、「みやぎ高度電子機械産業集積形成基本計画」及び「宮城県北部地域食品関連産業等活性化基本計画」の期間であります平成25年度まで期限を設定するものであります。

次に、議案第3号であります。本案件は、「農村地域工業等導入促進法」に基づく固定資産税の課税免除が平成21年12月31日で効力を失ったことから、経過措置として平成23年12月31日までの2年間に限り継続させることを目的として条例の一部を改正をするものであります。議案第2号の新条例において家屋及び土地が課税免除の対象となりますが、本条例では、家屋に加えて機械設備等の償却資産についても、固定資産税の課税免除の対象となり、中新田地区の一部地域において減免を適用することとなります。また、小野田・宮崎地区におきましては、従来のとおり、過疎法による固定資産税の減免措置が適用となります。

今回の条例改正の主要な目的は、雁原工業団地に立地予定の株式会社小林機械と立地協定締結に交わした

覚書によりまして、農工法と同等の課税免除を適用させることを約束しており、その実現のために御提案させていただきます。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。6番木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） 第1条趣旨のところに「同意集積区域」というのがありますが、先ほど町長の説明で出てきた雁原工業団地というふうに考えていいのか、それともこの場所とか、そういったところを町当局の方で指定するのか。その辺もう少し説明お願いいたします。

○議長（一條 光君） 商工観光課長。

○商工観光課長（柳川文俊君） 商工観光課長、お答えいたします。

ただいまの御質問の「同意集積区域」ということでありますが、「同意」は、国から同意をいただいているということで御理解をまずいただきたいと思います。それから、その「集積区域」につきましては限定的なものということで、雁原工業団地の中でも対象となる企業が既に決まっております。

まず、この高度電子関係企業から申し上げますと、ケイテック、精工、それからワイドテクノ、それから小林機械。それから、食品関連でありますと、これは該当団地としましては雁原・木伏・菜切谷・孫沢、この四つの団地が該当なるということになります。以上でございます。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。1番下山孝雄君。

○1番（下山孝雄君） この固定資産の減免を行って、そういった場合、その分の例えば固定資産税の減免分を国が交付税として見るというような考え方はないんですか。その点についてお尋ねをいたします。

○議長（一條 光君） 商工観光課長。

○商工観光課長（柳川文俊君） 商工観光課長、お答えします。

今回のこの新条例に基づく要件としましては、先ほど町長が提案理由で御説明申し上げましたように、土地・家屋の部分が減免の対象となります。この部分について減免した場合には75%の交付税措置がされるということになります。以上です。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号加美町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税

免除に関する条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第2号加美町企業立地及び事業

高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第3号加美町農村地域工業等導入地区における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第3号加美町農村地域工業等導

入地区における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第7 議案第4号 加美町職員定数条例の一部改正について

○議長（一條 光君） 日程第7、議案第4号加美町職員定数条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第4号加美町職員定数条例の一部改正について御説明申し上げます。

本町の職員定数につきましては、平成15年4月の合併時に400人と定めまして、その後、平成16年3月に策定した「加美町職員定数適正化計画」に基づいて職員定数の管理を行っております。

本条例は、これまで職員数の減にあわせて平成18年に380人、平成20年には350人に減ずる改正を行ってまいりました。今回の改正は、平成22年4月1日現在の職員数が317人と見込まれ、条例で定めております職員定数350人を33人下回ること、そして、今後も定員適正化計画の確実な実行により職員数を減員していく計画であることから、職員定数を320人に改正するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。9番工藤清悦君。

○9番（工藤清悦君） お願いいたします。

現行からしますと、町長部局が240から228人、教育委員会が今まで95人から77人という形で350人の定数から320人というふうなことで30人ほど減るわけですが、この町長部局の職員の方、それから教育

委員会の職員の方のそれぞれの課の配置計画といえますか、それ22年度でおわかりでしたらお願いをしたいというふうに思います。

それから、非常に職員の方々が減ってきて、仕事内容で非常に大変になってくると思うんですけども、その辺についての工夫といえますか、支障を来さないように対策をどういうふうに講じているのかなというところがこれ二つ目です。

それから、条例によりますと、定数外というふうなことで第5条で六つほどあるんですけども、(1)の常勤勤務を要しない職員という方が何名ほどおられるのか。

または、(3)の休職を命ぜられた職員の数、それから(5)の療養休暇を与えられた職員の数、それから(6)の他の地方公共団体に派遣されている職員、この数がおわかりでございましたらお願いをしたいと思います。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長（早坂宏也君） 総務課長、答弁させていただきます。

職員のまず定数の数 320名、350名の内訳、簡単に御説明します。変更前でございます。

町長事務局 240、先ほど御説明した議会事務局4名、あと教育委員会事務局95名、農業委員会事務局6名、あと水道事務局が5名という形で350名が、記載のとおり320名になるという形です。

あと、御質問の中で今現在でわかっておりましたら教育委員会事務局、町長部局の各課の人数ということでございますが、まず、これはあくまで見込みでございますが、町長の事務部局、4月1日現在で、現在14名が退職者がございまして、新規採用5名予定という形で317名予定でございます。それで、今の予定でいきますと、町長事務部局は定数228に対して227名、それから議会が4名、あと教育委員会事務局が75名、あと農業委員会事務局が6名、あと水道事業が5名という形で317名が予定されている中の今回320名の改正という形で、その各課ごとの課の人数という形につきましては、ちょっとかなりボリュームありますので、それぞれの課の職員の数につきましては、先ほどお話ししました定数管理計画の中で組織機構の見直しの中でこちらで各課の調整を行っています。そういう形で御理解をいただきたいと思います。

ちなみに、25年度目標の定数管理計画287名の各課の目標、組織、新庁舎等ができ上がったときの目標、それらもきちっとつくっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、2番目が、それらをする場合の職務の内容、これらについてサービス低下なり、それらの職務内容をどのように整理をするんだという話でございますが、協議会の考え方は既に前も何回もお知らせしましたけれども、合併のときから始まりまして、「合併は最大の行政改革だ」という形の中で協定書の中で職員の定数を削減していきますよという形で平成16年3月に10年間、4分の1採用という形の中で287名という形の目標を定めて今やってきていると。これはあくまでも約束事項でもあるというような形で進めてきたと。その中で民間への委託、指定管理者、それらを今現在やっていると。さらに、行政評価と、町長の施政

方針の中にもございましたが、事務事業、あるいはそれらの事業等についてもその成果・制度等を見直しして、必要なものを優先的に実施するという事業の見直し、これが今後は必要になってくると思いますし、それを22年度から試行に入って、そういう形で進めていくと。

どうしても人の器もありますので、これはなかなか庁舎等ができて上がらないと難しい面がございますけれども、そういう組織機構、目標を定めて実施しているところです。ですから、事務事業をきちんと見直し、評価をして、どういう事業が最もメリットがあるか、それらをして行政評価の中で仕分けじゃないですけども、きちんと住民のサービスが下がらないように対応していくという形で進めております。

あと、3番目の質問で、ちょっと、派遣・休職、それらの取り扱い、その他という形の中でということでございますけれども、派遣につきましては一応21年度、今年度につきましては後期高齢者の関係で1名、21年度ですね。あと病院に3名、それから税の徴収関係、県派遣、それが1名ということで5名の派遣でございます。

22年度、新年度におきましては、後期高齢者がなくなります。そして税徴収が1名、病院が2名という形で3名の派遣というような形で計画をしているところでございます。

病気休暇は2名休んでございます。

休職等についてはございません。

よろしいでしょうか。

○議長（一條 光君） 9番工藤清悦君。

○9番（工藤清悦君） 町長にお聞きをしたいと思います。

先ほど、いろいろ行政のお仕事に支障ないよというように、また、職員が減った分、サービス低下を招かないよというように、総務課長からお話あったわけですけども、民間に委託している部分の、さきに町長が地域審議会でも行政と住民の協働の中でまちづくりの推進というように、諮問をした経過があるわけですけども、民間に委託された施設、またはそういう事業と町民の方々との協働と、いいですか、その辺についてのお考えをお聞かせいただければというふうに思います。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（佐藤澄男君） 民間施設委託を指定管理の形で随分とらせていただいておりますし、今般、公民館関係もコミュニティ推進協議会に中新田地区、宮崎地区それぞれ2カ所ずつ4カ所の4施設の指定管理を協定を結ばせていただいて、新年度からスタートしていただくということになりました。

これにつきましては既に議会でもいろいろ御議論をいただいて、この今提案をしております条例の改正等にも密接にかかわってくる問題でございますが、要は、それを委託すればそれで済むということでは決していないということでございまして、これを監督するといいますが、総括する公民館は旧町のいわば中央公民館

の形はそのまま継続をして、そして、その地域で言うなれば使い勝手のよい施設活用をしていただくと。あるいは事業についても、みずからその地域における活発な活動を展開できるようにというような期待を込めて行っているところでございますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号加美町職員定数条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第4号加美町職員定数条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第8 議案第5号 加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（一條 光君） 日程第8、議案第5号加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第5号加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案件は、これまで設置してまいりました消費生活相談員の区分に、より専門性を重視した消費生活専門相談員を設けたく報酬額を規定しております。

別表2、その項目を追加するものであります。

本町では、平成17年度より消費生活相談員による相談業務を行っておりますが、年々相談件数も増加し、その内容も多重債務相談や架空請求など複雑・多様化してまいりました。それらの消費生活のトラブルを解決するため、相談員には法律などに関する高い専門性と悪質業者と交渉する能力や経験などが求められております。

さらには、昨年9月に消費者庁設置に伴い、市町村においても苦情等の受け付け、報告義務等の新たな業務が増加するなど、独立行政法人国民生活センター消費生活専門相談員等の資格を有する消費生活専門相談員によります的確な指導・助言ができるよう体制づくりが求められてきました。

また、新年度からは相談啓発業務をより一層充実・浸透させるため、現在週3日の相談日を4日にふやし、各支所での移動相談日を設けるなど、相談窓口の体制の強化と未然防止に努めるため、消費生活専門相談員を設置するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第5号加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第9 議案第6号 加美町職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（一條 光君） 日程第9、議案第6号加美町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第6号加美町職員の給与に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

職員の時間外勤務に係る割増賃金率等に関する労働基準法の改正に伴いまして、1カ月について60時間を超えた時間外勤務の取り扱いについては、11月の臨時会で宮城県の指導により、国家公務員に準じて改正の議案を上程し御可決いただいたところであります。

今回の改正は、1カ月について60時間を超える時間外勤務の考え方についてでありまして、地方公務員は週休日の割り振り等によるところの1週間の正規の勤務時間を超えてした勤務も含まれると解されますことから、関係する条項について追加するものでございます。

なお、国家公務員には労働基準法が適用されないこととなっておりますので、国家公務員に準じた改正条文の追加が必要となったものでございます。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号加美町職員の給与に関する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第6号加美町職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第10 議案第7号 加美町道路占用料等条例の一部改正について

日程第11 議案第8号 加美町公共物管理条例の一部改正について

○議長（一條 光君） お諮りいたします。日程第10、議案第7号加美町道路占用料等条例の一部改正について、日程第11、議案第8号加美町公共物管理条例の一部改正について、以上2件はいずれも関連しておりますので、会議規則第36条の規定に基づき一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、日程第10、議案第7号及び日程第11、議案第8号を一括議題とすることに決定いたしました。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第7号加美町道路占用料等条例の一部改正について及び議案第8号加美町公共物管理条例の一部改正については関連しておりますので、一括して御説明申し上げます。

議案第7号につきましては、地価水準の大幅な下落により、道路占用料の算定基礎となります土地価格が下がったこと、また、全国の市町村区分が市町村合併のため大きく変動したことにより、国では、道路占用料単価の見直しを行い、平成20年4月、国が定めております道路占用料が改定されました。そこで、道路占用料の徴収を定めています道路法第39条第2項において、町道などの道路管理者が定めています条例の占用料の金額は、国が政令で定める基準の範囲を超えてはならないとありますことから、道路占用料等条例の改正が必要となったものであります。

また、関連しまして、議案第8号につきましては、道路法や河川法の規制が外れております。外れております旧法定外の区域における占用料を定めておりますことから、同様の理由により道路占用料と重なる部分

のみの改正を行うものであります。

なお、お手元に占用料の新旧比較表をお配りしておりますので、参考にさせていただきたいと思います。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。6番木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） 今、町長の説明で大体わかりましたが、要するに国で土地の値段に合わせて価格が決まるということなわけですね。

ちなみに、色麻町のも見たんですが、ほぼ加美町と同じだったので、同じ評価をされたのかなど。それで、大崎市の場合はもうちょっと高かったんで、これはその土地の値段といいますか、国で決めた基準でその料金が決まってくると思ってよろしいのでしょうか。

○議長（一條 光君） 建設課長。

○建設課長（早坂忠幸君） 今質問にありました大幅な下落ということが前提にあるんですけども、国で決めている、最後に町長も説明したんですけども、国の基準の範囲を超えてはならないという理由で改正になるわけです。それで、市・県・町ということで違います。ということで、大崎と違うということです。以上です。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。9番工藤清悦君。

○9番（工藤清悦君） 今の建設課長からの国で定める制限を超えてはならないということなんですけれども、今回決めた金額というのは国で決めたやつのいっぱいいっぱいの金額なんですか。

○議長（一條 光君） 建設課長。

○建設課長（早坂忠幸君） いっぱいいっぱいというわけではないんですけども、まず国の基準よりは下回っていることは事実でございます。

例えば一つの例をとりますと、電力の電柱が「1,200円」から「820円」ということで渡っていると思うんですけども、国、あと先ほどお話ししましたんですけども、市とか県とか、また違います。いっぱいいっぱいというわけではないんですけども、それより下回った町のレベルで下げているということで、町はほとんどこれと同じの価格になっていると思います。以上です。

○議長（一條 光君） そのほか質疑はございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第7号加美町道路占用料等条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第7号加美町道路占用料等条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第8号加美町公共物管理条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第8号加美町公共物管理条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで脱衣を許可したいと思います。

日程第12 議案第9号 公の施設の指定管理者の指定について

○議長（一條 光君） 日程第12、議案第9号公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤登男君） 議案第9号公の施設の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本案件は、加美町障害者自立支援センターの指定管理者として社会福祉法人大崎誠心会を平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年の期間指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

社会福祉法人大崎誠心会は、大崎市古川5の2に事務所を置き、特別養護老人ホーム寿楽苑や知的障害者通所更生施設第2あやめ学園、また、古川南町では工房パルコを経営するなど、大崎地域を中心に障害者や高齢者に対し多様な福祉サービスを提供している社会福祉法人であります。

本町におきましては、そのノウハウを生かし、平成19年4月から3年間にわたり保健福祉課西側にあります加美町障害者自立支援センターの指定管理者として、障害者の就労移行支援事業や就労継続支援事業B型、生活介護事業、短期入所事業、日中一時支援事業などを実施し、平成21年11月末現在の利用者数が、37名の定員に対し36名の在籍者数となっております。

また、地産地消の店、加美パルコとして米粉を使用したパンの生産・販売を行い、店舗販売のみならず出張販売や町内小学校等への供給も行うなど、積極的に活動を展開し、販売実績も着実に伸ばしております。昨年は店舗内の一部改装と駐車場の舗装工事を独自の予算で行ったところですが、今後も、これまでの経験と実績を生かし、引き続き安定したサービスの提供と、より効果的な施設管理運営ができると判断した次第であります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。18番伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 18番です。

指定管理者を指定するに至った経過について説明をお願いしたいと思いますし、県内に自立支援センターを指定管理者にしているところがどれくらいあるのかも、あわせてお聞かせください。

○議長（一條 光君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（早坂 仁君） あれなんですか。今回更新ということなんですけれども、最初にそういうふうにするに至った経緯ということなんですか。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 失礼しました。更新という意味なんですね。じゃ間違っていました。

二つ目の質問についてはお聞かせください。

○議長（一條 光君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（早坂 仁君） お答えします。

障害者自立支援センターという形で指定管理を受けているかどうかについては把握しておりません。多分こういった名称というのは、何ていいますか、抽象的な名称なものですから、そうはないと思います。

○議長（一條 光君） そのほか質疑はございませんか。8番吉岡博道君。

○8番（吉岡博道君） この施設に関しては、唯一指定管理料を伴わない指定管理だったと思います。更新した場合はどうなるのでしょうか、お聞きします。

○議長（一條 光君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（早坂 仁君） 保健福祉課長、お答えします。

従来どおり、その指定管理料は発生いたしません。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第9号公の施設の指定管理者の指定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第9号公の施設の指定管理者の指定について

は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第13 議案第10号 町道路線の認定について

○議長（一條 光君） 日程第13、議案第10号町道路線の認定についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤登男君） 議案第10号町道路線の認定について御説明申し上げます。

本案件は、県道柳沢中新田線及び鳥屋ヶ崎小野田線の道路改良工事に伴う町道への移管による編入が3路線、農道からの編入が2路線など計7路線、延長9,571メートルを町道に認定しようとするものであり、これにより、町道の総路線数は939路線、総延長72万3,900メートルとなるものであります。

なお、お手元に町道路線認定資料を配付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第10号町道路線の認定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第10号町道路線の認定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第14 議案第11号 大崎市の公の施設を利用することを廃止する協議について

日程第15 議案第12号 大崎市の公の施設を利用することの協議について

○議長（一條 光君） お諮りいたします。日程第14、議案第11号大崎市の公の施設を利用することを廃止する協議について、日程第15、議案第12号大崎市の公の施設を利用することの協議について、以上2件はいずれも関連しておりますので、会議規則第36条の規定に基づき一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、日程第14、議案第11号及び日程第15、議案第12号を

一括議題とすることに決定いたしました。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤登男君） 議案第11号大崎市の公の施設を利用することを廃止する協議について及び議案第12号大崎市の公の施設を利用することの協議については、大崎市にあります鹿島台なかよし保育園が平成22年3月31日をもって廃止されることに伴い、その施設を本町住民が利用することを廃止する協議及び平成22年4月1日から幼保一元化施設として鹿島台子育て支援総合施設なかよし園が開園することに伴い、その施設を本町住民が利用することの協議につきまして、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第11号大崎市の公の施設を利用することを廃止する協議についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第11号大崎市の公の施設を利用することを廃止する協議については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第12号大崎市の公の施設を利用することの協議についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第12号大崎市の公の施設を利用することの協議については、原案のとおり可決することに決定いたしました。